

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
規 則		
○北海道立総合体育センター管理規則……………	(道民活動文化振興課)	1
○北海道立北見体育センター管理規則……………	(道民活動文化振興課)	2
○北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則……………	(医療業務課)	4
○北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則……………	(医療業務課)	5
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	(子ども未来推進局)	8
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………	(住宅課)	9
○北海道少年スポーツ振興基金条例施行規則及び北海道立体育センター条例施行規則を廃止する規則……………	(道民活動文化振興課)	10

規 則	
北海道立総合体育センター管理規則をここに公布する。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第37号 北海道立総合体育センター管理規則 (趣旨)	
第1条 この規則は、北海道立総合体育センター（以下「体育センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (体育の日における一般公開)	
第2条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日は、体育センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般に公開する。ただし、北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、体育センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、当該日において施設等を一般に公開しないこととすることができる。 (利用期間)	

第3条 体育センターの利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第4条 条例第9条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したことにより体育センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該利用者に対しては、施設等の利用を制限し、又は退館させることができる。

(利用料金の額の承認)

第5条 指定管理者は、条例第13条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第6条 条例第13条第5項ただし書に規定する知事が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 施設等の全部利用の承認を受けた者（第9条において「全部利用者」という。）から全部利用を中止し、又は利用期間を短縮する旨の申出があり、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めた場合
- (3) 条例第12条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

(利用料金の減免の基準)

第7条 条例第13条第6項に規定する知事が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、利用料金を免除することができることとする。

ア 次に掲げる者がサブアリーナ、柔道室、剣道室、弓道場若しくはクライミングウォールの個人利用又はトレーニング室の利用をする場合

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

(イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

(ウ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(エ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

(オ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により

精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者 (カ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者 (キ) 65歳以上の者 (ク) その他知事が(ア)から(キ)までに掲げる者に準ずる者と認めるもの イ 道が開催し、又は後援する体育又はスポーツの大会、講習会等（道が後援するものにあつては、知事が認めるものに限る。）のために利用する場合 ウ 第2条第1項本文の規定により一般に公開する日に施設等を利用する場合 (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。 （施設等の変更の禁止） 第8条 利用者は、施設等の利用に際し、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 （原状回復の義務） 第9条 全部利用者はその利用期間が満了するまでに、全部利用者以外の利用者はその利用が終了したときは、使用した施設等を原状に回復しなければならない。条例第12条第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。 2 全部利用者は、原状回復を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その確認を受けなければならない。 （知事による管理） 第10条 条例第15条第1項の規定により知事が体育センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条ただし書中「北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第3条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第4条第1項中「条例」とあるのは「北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号。以下「条例」という。）」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条ただし書及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。 附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。	別記様式（第5条関係） 北海道立総合体育センター利用料金承認申請書 年 月 日 北海道知事 様 指定管理者の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 印 北海道立体育センター条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり定めたいので申請します。 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>利用料金の額（円）</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 注1 区分欄は、施設及び設備の名称、利用区分等の指定管理者が利用料金を設定するに当たり必要な区分を記入すること。 2 利用料金の額の欄は、午前、午後、夜間等の区分を設ける場合には、区分ごとに記入すること。 3 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 北海道立北見体育センター管理規則をここに公布する。 平成24年3月30日	区 分	利用料金の額（円）	備 考			
区 分	利用料金の額（円）	備 考					

北海道規則第38号

北海道立北見体育センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立北見体育センター（以下「体育センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(体育の日における一般公開)

第2条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日は、体育センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般に公開する。ただし、北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、体育センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、当該日において施設等を一般に公開しないこととすることができる。

(利用期間)

第3条 体育センターの利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第4条 条例第9条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したことにより体育センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該利用者に対しては、施設等の利用を制限し、又は退館させることができる。

(利用料金の額の承認)

第5条 指定管理者は、条例第13条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第6条 条例第13条第5項ただし書に規定する知事が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 施設等の全部利用の承認を受けた者（第9条において「全部利用者」という。）から全部利用を中止し、又は利用期間を短縮する旨の申出があり、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めた場合

(3) 条例第12条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合
(利用料金の減免の基準)

第7条 条例第13条第6項に規定する知事が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、利用料金を免除することができることとする。

ア 次に掲げる者が競技場の個人利用又はトレーニング室の利用をする場合

- (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- (ウ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (エ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- (オ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- (カ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- (キ) 65歳以上の者
- (ク) その他知事が(ア)から(キ)までに掲げる者に準ずる者と認めるもの

イ 道が開催し、又は後援する体育又はスポーツの大会、講習会等（道が後援するものにあつては、知事が認めるものに限る。）のために利用する場合

ウ 第2条第1項本文の規定により一般に公開する日に施設等を利用する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

(施設等の変更の禁止)

第8条 利用者は、施設等の利用に際し、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 全部利用者はその利用期間が満了するまでに、全部利用者以外の利用者はその利用が終了したときは、使用した施設等を原状に回復しなければならない。条例第12条第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

2 全部利用者は、原状回復を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その確認を受けなければならない。

(知事による管理)

第10条 条例第15条第1項の規定により知事が体育センターの管理に係る業務を行う場合に

おいては、第2条ただし書中「北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第3条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第4条第1項中「条例」とあるのは「北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号。以下「条例」という。）」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条ただし書及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

北海道立北見体育センター利用料金承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

指定管理者の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名 ㊟

北海道立体育センター条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり定めた
いので申請します。

区 分	利用料金の額（円）	備 考

--	--	--

- 注1 区分欄は、施設及び設備の名称、利用区分等の指定管理者が利用料金を設定するに当たり必要な区分を記入すること。
- 2 利用料金の額の欄は、午前、午後、夜間等の区分を設ける場合には、区分ごとに記入すること。
- 3 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則

北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条の4」を「第23条の4の2」に改める。

第2章中第23条の4の次に次の1条を加える。

（証明書の交付申請等）

第23条の4の2 証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の証明書交付申請書を学院長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、証明書交付手数料について準用する。

第23条の16中「、第23条の3並びに第23条の4」を「並びに第23条の3から第23条の4の2まで」に改める。

別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第23条の4の2関係）

北海道収入証紙貼付欄（割印すること。）

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

北海道立衛生学院長 様

本人現住所
(ふりがな)
氏名 (旧姓)
生年月日 年 月 日生
入学年度 年度
学科・学年 学科 年
学生証番号 第 号
卒業年度 年度
卒業学院名
電話番号

上記代理人現住所
(ふりがな)
氏名
本人との関係
電話番号

次の証明書の交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 証明書を必要とする理由 (いずれかに○印を付けること。)
就職のため・進学のため・その他 ()
- 2 交付を必要とする証明書
(1) 卒業証明書 (通)
(2) 在籍証明書 (通)
(3) 成績証明書 (通)
(4) その他 (証明書) (通)
- 3 提出先指定の様式 有・無
- 4 発行希望年月日 年 月 日

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則

(北海道立網走高等看護学院学則の一部改正)

第1条 北海道立網走高等看護学院学則 (昭和45年北海道規則第142号) の一部を次のように改正する。

第24条を削り、第25条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(証明書の交付申請等)

第25条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の証明書交付申請書を学院長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、証明書交付手数料について準用する。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式 (第25条関係)

北海道収入証紙貼付欄 (割印すること。)

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

北海道立網走高等看護学院長 様

本人現住所
(ふりがな)
氏名 (旧姓)
生年月日 年 月 日生
入学年度 年度
学科・学年 学科 年
学生証番号 第 号
卒業年度 年度
卒業学院名
電話番号

上記代理人現住所
(ふりがな)
氏名
本人との関係
電話番号

次の証明書の交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 証明書を必要とする理由 (いずれかに○印を付けること。)

就職のため・進学のため・その他（ ）				
2 交付を必要とする証明書				
(1) 卒業証明書（通）				
(2) 在籍証明書（通）				
(3) 成績証明書（通）				
(4) その他（証明書）（通）				
3 提出先指定の様式 有・無				
4 発行希望年月日 年 月 日				
（北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正）				
第2条 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。				
目次中「第27条」を「第28条」に改める。				
第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。				
（証明書の交付申請等）				
第26条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の証明書交付申請書を学院長に提出しなければならない。				
2 前2条の規定は、証明書交付手数料について準用する。				
別表その1を次のように改める。				
（その1）				
地 域 看 護 学 科 教 育 課 程				
区 分		授 業 科 目	単位数	備 考
公 衆 衛 生 看 護	公衆衛生看護学概論		公衆衛生看護学概論	2
	個人・家族・集団・組織の支援	母子保健活動論Ⅰ		1
		母子保健活動論Ⅱ		1
		成人保健活動論Ⅰ		1
		成人保健活動論Ⅱ		1
		高齢者保健活動論		1
		障害者地域保健活動論		1
	公衆衛生看護活動展開論		家族支援論Ⅰ	1
			家族支援論Ⅱ	2
			健康教育論	2
			公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	2
			公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	2
	公衆衛生看護管理論		公衆衛生看護管理論Ⅰ	1

学			公衆衛生看護管理論Ⅱ 公衆衛生看護管理論Ⅲ	2 1	健康危機管理を含む。
			公衆衛生看護学研究	3	
	疫学		疫学	2	
保健統計学			保健統計学	2	
保健医療福祉行政論			保健医療福祉行政論Ⅰ 保健医療福祉行政論Ⅱ	2 2	
臨 地 実 習	公衆衛生看護学実習	個人・家族・集団・組織の支援実習	家庭訪問実習 公衆衛生看護学実習Ⅰ	1 2	保健所及び市町村での実習を含み、家庭訪問実習については、継続した指導を含む。
		公衆衛生看護活動展開論実習	公衆衛生看護学実習Ⅱ	2	
		公衆衛生看護管理論実習	公衆衛生看護管理論実習	1	
合 計				38	

別表その2中

	家族心理・社会学 助産学研究	1 2	
--	-------------------	--------	--

を

	家族心理・社会学	1	
--	----------	---	--

に、

助産管理	助産管理学	1	
------	-------	---	--

を

助産管理	助産管理学	2	
研究	助産学研究	2	

に、「 妊娠期実習 2」を「 妊娠期実習 1」に、

「 継続事例実習 1」を「 継続事例実習 2」に、「又

は頭位単胎」を「及び頭位単胎」に、「36」を「37」に改める。
別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第26条関係）

北海道収入証紙貼付欄（割印すること。）

証明書交付申請書

年 月 日

北海道立旭川高等看護学院長 様

本人現住所

（ふりがな）

氏 名 （旧姓）

生 年 月 日 年 月 日生

入 学 年 度 年 度

学 科 ・ 学 年 学 科 年

学 生 証 番 号 第 号

卒 業 年 度 年 度

卒 業 学 院 名

電 話 番 号

上記代理人 現 住 所

（ふりがな）

氏 名

本人との関係

電 話 番 号

次の証明書の交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 証明書を必要とする理由（いずれかに○印を付けること。）
就職のため・進学のため・その他（ ）
- 2 交付を必要とする証明書
（1）卒業証明書（ 通）
（2）在籍証明書（ 通）
（3）成績証明書（ 通）
（4）その他（ 証明書）（ 通）
- 3 提出先指定の様式 有・無

4 発行希望年月日 年 月 日

（北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正）

第3条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第29条」に改める。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（証明書の交付申請等）

第27条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の証明書交付申請書を学院長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、証明書交付手数料について準用する。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第27条関係）

北海道収入証紙貼付欄（割印すること。）

証明書交付申請書

年 月 日

北海道立紋別高等看護学院長 様

本人現住所

（ふりがな）

氏 名 （旧姓）

生 年 月 日 年 月 日生

入 学 年 度 年 度

学 科 ・ 学 年 学 科 年

学 生 証 番 号 第 号

卒 業 年 度 年 度

卒 業 学 院 名

電 話 番 号

上記代理人 現 住 所

（ふりがな）

氏 名

本人との関係

電 話 番 号

次の証明書の交付を受けたいので、申請します。

記 1 証明書を必要とする理由（いずれかに○印を付けること。） 就職のため・進学のため・その他（ ） 2 交付を必要とする証明書 (1) 卒業証明書（通） (2) 在籍証明書（通） (3) 成績証明書（通） (4) その他（証明書）（通） 3 提出先指定の様式 有・無 4 発行希望年月日 年 月 日 (北海道立江差高等看護学院学則の一部改正) 第4条 北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。 目次中「第30条」を「第31条」に改める。 第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。 (証明書の交付申請等) 第29条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の証明書交付申請書を学院長に提出しなければならない。 2 前2条の規定は、証明書交付手数料について準用する。 別記第3号様式の次に次の1様式を加える。 別記第4号様式（第29条関係） 北海道収入証紙貼付欄（割印すること。） 証明書交付申請書 年 月 日 北海道立江差高等看護学院長 様 本人現住所 (ふりがな) 氏 名 (旧姓) 生 年 月 日 年 月 日生 入 学 年 度 年 度 学 科 ・ 学 年 学 科 年 学 生 証 番 号 第 号 卒 業 年 度 年 度	卒業学院名 電 話 番 号 上記代理人 現 住 所 (ふりがな) 氏 名 本人との関係 電 話 番 号 次の証明書の交付を受けたいので、申請します。 記 1 証明書を必要とする理由（いずれかに○印を付けること。） 就職のため・進学のため・その他（ ） 2 交付を必要とする証明書 (1) 卒業証明書（通） (2) 在籍証明書（通） (3) 成績証明書（通） (4) その他（証明書）（通） 3 提出先指定の様式 有・無 4 発行希望年月日 年 月 日 附 則 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 2 平成24年3月31日において現に北海道立旭川高等看護学院の地域看護学科又は助産学科に在学している者の教育課程については、第2条の規定による改正後の北海道立旭川高等看護学院学則別表その1及びその2の規定にかかわらず、なお従前の例による。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第41号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。 第1条中「北海道認定こども園の認定の基準に関する条例」を「北海道認定こども園の認
---	--

定の要件に関する条例」に改める。

第6条第1項中「第4条第2項ただし書」を「第5条第2項ただし書」に改め、同条第2項中「第4条第3項ただし書」を「第5条第3項ただし書」に改め、同条第3項中「第4条第4項ただし書」を「第5条第4項ただし書」に改める。

第7条第1項中「第5条第1項ただし書」を「第6条第1項ただし書」に改め、同条第2項中「第5条第2項ただし書」を「第6条第2項ただし書」に改め、同条第3項中「第5条第7項」を「第6条第7項」に改める。

第8条中「第6条」を「第7条」に改める。

第9条中「第8条」を「第9条」に改める。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「北海道認定こども園の認定の基準に関する条例第3条から第8条」を「北海道認定こども園の認定の要件に関する条例第4条から第9条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の見出し及び2条を加える。

（道公営住宅の入居者資格）

第5条の2 条例第6条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ当該アからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。次条第1号ア(イ)において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号及び第8条の2第12号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第5条の3 条例第6条第2号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のア又はイのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 前条第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 前条第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者
(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
第8条の表1の項中「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第6条第4項第1号」を「第5条の3第1号」に改める。
第8条の2第4号中「政令第6条第1項第6号」を「第5条の2第6号」に改め、同条第5号及び第6号中「政令第6条第4項第1号イ又はロ」を「第5条の2第3号又は第5条の3第1号ア」に改め、同条第12号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「**及び**」という。）」を削る。
第21条第1号中「（昭和25年法律第144号）」を削る。
第23条の2中「（平成6年法律第30号）」及び「（平成19年法律第127号）」を削る。
第35条第4項中「政令」を「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。別表第2において「政令」という。）」に改める。
第35条の2を第35条の3とし、第35条の次に次の1条を加える。
（寡婦住宅の入居者資格）

第35条の2 条例第52条第4号の規則で定める場合は、第5条の3各号のいずれかに該当する場合とする。

別表第1の1の事項の表道公営住宅の部北広島市の項中「1,384」を「1,449」に改め、同部小樽市の項中「1,305」を「1,187」に改め、同部紋別市の項中「113」を「105」に改め、同部幕別町の項中「303」を「271」に改め、同部釧路市の項中「1,079」を「968」に改め、別表第1の2の事項の表駐車場の部北広島市の項中「342」を「405」に改め、同部旭川市の項中「300」を「334」に改め、同部紋別市の項中「106」を「98」に改め、同部幕別町の項中「231」を「271」に改め、同部釧路市の項中「809」を「698」に改め、同表集会所の部美唄市の項中「1」を「2」に改め、同部小樽市の項中「9」を「7」に改め、同部新ひだか町の項中「1」を「2」に改め、同部網走市の項及び紋別市の項中「2」を「1」に改め、同部幕別町の項中「1」を「2」に改め、同部中標津町の項中「2」を「3」に改める。

別表第2の注3の事項中「（大正12年法律第48号）」を削る。

別表第4北広島市の部中

「	<table><tr><td>泉町団地駐車場</td><td>3,490円</td></tr></table>	泉町団地駐車場	3,490円	を		
泉町団地駐車場	3,490円					
「	<table><tr><td>泉町団地駐車場</td><td>3,490円</td></tr><tr><td>高台町団地駐車場</td><td>2,920円</td></tr></table>	泉町団地駐車場	3,490円	高台町団地駐車場	2,920円	に改め、同表紋別市の部学
泉町団地駐車場	3,490円					
高台町団地駐車場	2,920円					
」		」				

園団地駐車場の項を削る。

別記第1号様式の2中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

- 附 則**
（施行期日）
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の事項の表道公営住宅の部小樽市の項及び別表第1の2の事項の表集会所の部小樽市の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に56歳以上である者に係るこの規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の2第1号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは、「56歳」とする。
- 3 道公営住宅の入居者が施行日前に56歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は施行日前に56歳以上の者である場合における改正後の規則第5条の3第2号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは、「56歳」とする。

北海道少年スポーツ振興基金条例施行規則及び北海道立体育センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

北海道少年スポーツ振興基金条例施行規則及び北海道立体育センター条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北海道少年スポーツ振興基金条例施行規則（昭和49年北海道規則第93号）
(2) 北海道立体育センター条例施行規則（平成16年北海道規則第69号）

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。